



Title	憲法教育の素材についての試論 : 長沼ナイキ基地訴訟の授業プラン構想と試作実践報告から
Author(s)	前田, 輪音
Citation	教授学の探究, 29, 135-161
Issue Date	2015-02-10
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/57892">https://hdl.handle.net/2115/57892</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	AN10116428-29_135-161.pdf



# 憲法教育の素材についての試論

—長沼ナイキ基地訴訟の授業プラン構想と試作実践報告から—

前 田 輪 音

(北海道教育大学)

本稿の目的は、中等教育を対象にした憲法教育における教育内容構成原理を明らかにする作業の一環として、憲法問題をとりあげる際に、教材のもとになる素材を憲法問題の何に求めるか、すでに作成・実践・検証を重ねてきている恵庭事件の授業プログラムを足がかりに、長沼ナイキ基地訴訟の授業プラン試作と実践報告により、その一提案をすることにある。

## 1 課題と方法

憲法判例はしばしば中等教育段階でも教科書や資料集に導入される。しかし高等教育機関の憲法学や日本国憲法の一般的なテキストで扱われるように、事案（起訴事実）と判決およびその解釈、そして事案等のわずかな背景のみの提示であれば、教材としては限界がある<sup>1</sup>。憲法の意義が伝わりにくいことと、憲法が身近なものとして必ずしも意識できないであろうからである。

前者の前提として、判決や憲法学における判例解釈はもちろん必要である。しかし、判例の事案そのものから期待・予想される憲法を守り実現する方向性（のようなもの）があるとすれば、それは判決では見えにくいものがある。とりわけ平和主義に関連する裁判ではそのような傾向が大きく、ときに反憲法的かと思ふものもある。それゆえにその意義は従来の判例の扱いの範疇ではことほどさように伝わりにくいという難点がある。

後者の一因として、裁判所や憲法学者が論じる判例解釈は、ときに子ども自身と憲法がどのようなつながりがあるのか見えにくくする。憲法の意義を子どもに理解してもらうためには、判例解釈などをいくつかのステップや何らかの変換を施すことが必要であろうし、事案にひそむ様々な背景が提供されたうえで、「子どもに理解可能な」内容や構成が必要とされる。

筆者はすでに恵庭事件を素材にした授業プログラムを作成・実践・検証し、一定の成果をおさめてきた。そこで、この作成の際に用いた素材と構成をヒントに、長沼ナイキ基地訴訟とそれに関連する様々な背景（事実）を素材にした大人向けのプレゼンテーションを作成・実践したことを報告し、今後の子どもを対象にした授業プラン作成に向けた方向性・可能性をさぐる。

## 2 恵庭事件の授業プログラム概要

### 2-1 恵庭事件の概要

憲法学者の手による「概要」としては比較的その背景を詳しく書いている<sup>2</sup>ものから引用する。

「(1) 事件の概要 北海道千歳郡恵庭町（現在、恵庭市）にある島松演習場付近の酪農民は、爆音などによって乳牛の早流産、乳量の減少等の被害を受けたことから、自衛隊に補償を求めたところ、補償規定がないことを理由にそれが否定されたものの、別に牧場との境界線付近での射撃に際しては事前連絡をする旨の紳士協定が成立していた。ところが昭和37年12月11日に何らの連絡なしにカノン砲2門の砲撃が開始されたので、本件被告人N兄弟は現場に行

き抗議したが、なおも射撃が続行されたので、射撃指揮所、戦砲隊本部、音源標定機等を接続する野外電話の通信線合計7か所を切断したところ、被告人の行為は、自衛隊法121条の「自衛隊の所有し、または使用する武器、弾薬、航空機、その他の防衛に供する物を損壊し、または傷害した者は、5年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する」の規定に反するとして起訴された。

被告人側は、全国レベルでの一大弁護団を構成し、自衛隊法の違憲性を主張して、本事件を憲法訴訟として争った。法廷での争いは憲法論争が中心となり、裁判所が自衛隊に対してどのような憲法判断を示すかが注目された。しかし、札幌地裁昭和42年30月29日判決（下刑集9巻3号359頁、判例476号25頁）は、憲法判断に立ち入ることなしに、自衛隊法121条の解釈を行って、被告人の行為が自衛隊法121条の構成要件に該当しないので無罪であると判断した<sup>3</sup>（\*以下、「（2）判決の概要」は省略）

## 2-2 恵庭事件の授業プログラムの概要

筆者が、恵庭事件を素材に、平和主義を考えるために中・高・大学生を対象に実践・検証した恵庭事件の授業プログラム（最新版は3時間構成）の概要は、次のようである。

1時間目は恵庭「事件」前の幸せな野崎牧場の状況を、近隣や牧場にある川や山などからの自然の恵みを存分に得ながら生活する様子や、牧場経営の様子を示し、一転し、演習による騒音と水質汚濁の被害の発生、及び数々の野崎牧場の人々による対応策について設問を通して考えさせる。

2時間目はこれら被害への対策の一つとして行った演習用通信線切断により野崎牧場の兄弟が自衛隊法第121条違反として起訴されたこと示し、その公判全40回を凝縮したダイジェスト版のシナリオ（筆者作成）に基づき法廷を再現し、判決を考えさせる。その過程には、自衛隊の図上演習である「三ツ矢研究」がマスコミによって暴露されたことを受け、自衛隊元幹部を証人として呼んで自衛隊実態裁判が行われたことも含まれている。

3時間目は実際の判決を示し、その後、この裁判を取り巻く人々・組織の思いやその後の変化を見せ、被告とされた野崎牧場の人々がよりどころとした憲法条文を考えさせ、最後に野崎牧場とその周辺の人々の現在の様子を示す。

全体として、牧場や自衛隊演習場の成り立ちや被害の発生そして被害への対策そして公判および判決後の諸段階を、時系列に沿ってそれに関連する諸事実を示しながらあいだに設問をはさめて考えさせる、という構成になっている。

数回にわたる実践・検証・改訂の結果、基本的人権と密接に関連させながら平和主義の意義が一定程度伝わる成果が得られたと考えられる<sup>4</sup>。

## 3 長沼ナイキ基地訴訟の授業プランを構成すると思われる要素

まず、この訴訟の概要を示し、そのうえで、恵庭事件の授業プログラムの内容構成を参考に、長沼の該当する諸事実を示していく。

### 3-1 長沼ナイキ基地訴訟の「事件の概要」

先述した恵庭事件の事件の概要と同じ文献から、その「事件の概要」を示す。

「防衛庁は、第3次防衛力防衛整備計画の重点としての主要項目とされたナイキ・ハーキュリーズ型地对空ミサイルの発射基地を設置するため、水田用水の確保および洪水による災害防

止のために水源かん養保安林に指定された馬追山国有林の一部について、保安林指定の解除を農林大臣に申請した。農林大臣は、昭和44年7月7日に告示1023号をもって、森林法26条2項により保安林指定の解除処分をした。これに対して、長沼町在住の農民が原告となり、農林大臣を被告として、保安林の指定解除処分の取り消しを求める行政訴訟を提起した。原告主張の骨子は、憲法に違反するすべての国家行為は無効であるから、憲法9条に違反する自衛隊のミサイル基地建設の目的でなされた保安林指定解除処分は違憲であり、また、憲法9条に違反する軍事力による国家防衛は公益的価値をもたないので自衛隊のミサイル基地建設という事由は森林法26条2項にいう「公益上の理由」に該当しないので、処分は違法である、ということである。

第1審札幌地裁昭和48年9月7日判決(判時712号24頁)は、原告の訴えの利益を肯定し、憲法判断回避の準則の適用を否定して、自衛隊の合憲性について判断し、違憲論を前提にして、本件保安林指定解除処分が、森林法26条2項の「公益上の理由」を欠く違法なものと判断して原告の請求を認容した。なお、第2審札幌高裁昭和51年8月5日判決(行集27巻8号1175頁、判時821号21頁)、上告審最高裁昭和57年9月9日第1小法廷判決(民集36巻第9号1679頁、判時1054号16頁)は、ともに原告の訴えの利益を否定して、訴えを却下した。」

<sup>5</sup> (\*以下、「(2)判決の概要」は省略)

中学校・高等学校用教科書または資料集での長沼訴訟は「平和主義」の一「判例」として記載され<sup>6</sup>、司法権の独立を脅かす事例として一審公判中の「平賀書簡」(札幌地裁所長平賀による福島裁判長への二度にわたる「書簡」が送られた事件)ないしは「平賀事件」も登場する。

これらを取りまく背景ないしは諸事実を、恵庭事件の授業プログラムの内容構成に即して、その概要を示す。

### 3-2 長沼ナイキ基地訴訟を理解するために必要と考える背景(諸事実)

以下、先に示した恵庭事件の授業プログラムに取り入れた内容に即して、長沼ナイキ基地訴訟関連の諸事実を列挙する。

#### (1) 「事件」前の生活(その地域の様子を含め)

長沼町は開拓以来、稲作中心の農業の町である。旧夕張川と千歳川、そして馬追山(馬追丘陵)に囲まれ、低地帯でこの2つの川の勾配は小さい。

ゆえに少雨でも二つの川があふれ洪水が頻繁に発生、その回数は入植以来70回以上に及ぶ。住民の政府への陳情による予算確保とそれによる新夕張川(1936年)や排水機場の設置(1968年)などにより、水害からの克服にむかっていた<sup>7</sup>。

馬追山は水瓶としての機能を有しており明治時代より「水源涵養保安林」(森林法第25条)の指定を受け、その森林は大切にされてきた。山火事などで喪失すると農民が駆り出され植林作業が行われた。清水与作さんの証言「お前らの農地を守ってくれる山なんだから大切にしなければならんし、木を植えなければならん」と植林に引っ張りだされたことなどがその一つの表れである。戦時中「船をつくるため」と木々を大量に伐採したまま戦後を迎え、同時にふもとを農地拡大したときには、毎年のように水害に見舞われていた<sup>8</sup>。

開拓の経緯や小作制度、その後、その小作制度の廃止と農民の自立が、これらの歩みと複雑にからみあう。

#### (2) 提訴に至るまでの様々な被害の発生及び対応策

基地設置予定地の馬追山(馬追丘陵)は周囲の眺望がきき、ナイキ(千歳)、ホーク(島松)ともに、当時の米軍千歳基地“くま基地”を守るように扇状に配置される位置にあった。

長沼の場合、被害が発生したのではなく、ミサイル基地設置のために水源涵養保安林の指定を解除するという行政処分を行ったうえで基地を設置することにより、住民に被害が発生するおそれがある、それゆえに、その行政処分を取り消させるための提訴であった。

町議会で取り扱われる前にマスコミがリーク、その後、住民から異議申し立てがなされ、議会で問題にされた。そのため水源涵養保安林指定解除に必要な聴聞会が開催されたが、そこでは反対派と賛成派の攻防がはじまり、多くの妨害により正常に機能せず、形式的な場となった。そこで、訴訟が起こされた。背景には「長沼方式」とのちに呼ばれる補助金等の財政的な問題が根強くある(後述の(6)参照)。

以来、町が賛成派と反対派に二分され、それは長年続くことになる。

### (3) 公判・判決

恵庭事件の授業プログラムでは法廷再現のシナリオに組み込んだことだが、当時、自衛隊の三ツ矢研究がマスコミにより暴露され、それを契機に自衛隊の実態裁判が始まった。恵庭は一審確定であったが、長沼は最高裁まで続いたこともあり、公判に関連する事項がことのほか多い。この事項は未整理の面が否めないが、以下に必要と考えることをいくつか示す。

#### ・指定解除処分の執行停止申請

地裁では認められるものが高裁・最高裁で認められず、1969年8月には代替施設建設に着工、1970年6月には森林の伐採が開始され、1971年には分屯基地が開設された。当初の国の予定よりは一年以上時期が遅れたが執行された。

#### ・保安林指定解除の取り消し請求(本訴)

「指定解除の取り消し請求」については、積極的な自衛隊の実態審議(24名の証人尋問)を経て、一審(札幌地裁 1973.9.7)では基地周辺住民の「平和的生存権」を理由に訴えの利益を認め、自衛隊違憲判断、保安林指定解除処分を取り消した。だが、控訴審(札幌高裁 1976.8.5)は統治行為論により一審判決を破棄、上告審(最高裁 1982.9.9)は憲法判断せず、原告に訴えの利益なし、上告棄却となった。

一審の公判中、福島裁判長が国に対して自衛隊が憲法違反か否か釈明要求し、多くの自衛隊関係者や憲法学、歴史学などの研究者が証人として法廷で証言した(証人尋問は24名にのぼる)。

高裁公判中には代替措置としてのダムの機能が十分ではなくあらたなタイプの水害(「基地水害」)が発生したことが証言されている場面がある。(後述の(4)参照)

最高裁では一度も口頭弁論の機会は設けられず、新たな基地水害についてのデータを証拠として申請しても採用されなかった。判決の公判日時の事前連絡も原告側にはされなかった。ただし、団藤裁判官の個別意見は着目できる。

### (4) 公判中に法廷内外で起きたこと

恵庭の授業プログラムでは支援者の活動と自衛隊の図上演習がマスコミにより報道されたこと以外に公判中の変化等は特に扱わなかったが、長沼では公判を取り巻き多くのことが起きた。

#### ・司法権独立の侵害

一審公判中に、札幌地裁所長による福島裁判長に対する裁判干渉（「平賀書簡」「平賀事件」）や、それを公表した福島裁判長に対する訴追などがみられ、裁判長の辞職と原告側からのエールを受けて撤回するなどの場面があった。

#### ・原告支援団の裁判闘争の展開—憲庭事件を継承して

長沼ナイキ基地訴訟は直接的には長沼町が舞台だが、千歳演習場・島松演習場を包括する北海道大演習場、北海道全域、そして日本全国の基地闘争に発展する契機となった。いわゆる憲庭事件の裁判闘争を取り巻く多くの事柄—傍聴券獲得のための前夜からの座り込み・学習会・公判記録作成、援農、など、「弁論・理論・世論の三論一体」（深瀬忠一）による取り組み、等一、を継承しての起訴であり運動となった。

#### ・馬追山森林伐採と富士戸一号ダム設置による「基地水害」の発生

基地設置予定箇所の保安林に指定されている森林を伐採・基地を設置し、かつその麓に代替施設を設置した後、高裁判中に起こった水害は、従来の旧夕張川や千歳川が原因の氾濫とは異なるタイプの被害状況で、「基地水害」と呼ばれた<sup>9</sup>。1975年と1981年にそれぞれ起きている。それが馬追山森林の伐採と代替設備の不備が原因であることを証明すべく、北海道大学をはじめとする研究者集団が調査に取り組み、公判で証言された<sup>10</sup>。

#### ・多くの補助金等による町財政の潤い・活性化・その後の負担

基地設置のため国から町への様々な形での補助が始まった。特に基地周辺整備法<sup>11</sup>に基づき、補助金は「障害補助」と「民生安定事業」の二種類が支出された<sup>12</sup>。当時の中川長沼町長は「災い転じて福となす」との合言葉のもと、積極的に補助金を活用する策にでた。

「障害補助」として、代替施設（富士戸一号ダム）建設（1969年～）（9割補助）、河川改修工事（1972年～ワッカポップダム・北2号排水路等）、管理事務所・防衛施設対策事務所等（8割補助）。ただし、維持管理費は補助無しゆえ、その後、町財政の負担が続く。

道路の改良舗装は自衛隊が主に利用する数本であり（7.5～8割補助）、千歳と長沼ナイキ基地を結ぶもので町内中心部を通らず付近の町民しか利用せず、実態は「軍事的幹線道路」（本格的重舗装）である。町負担は1億4千万にのぼる。

学校・病院等の防音工事は、名目上は千歳第二航空団騒音障害防止であり（学校6割、病院4.5割補助）、建設工事当時の実態は用途にあわない設計（例・更衣室の無い体育館）のものがみられた。町費負担は1969年-1973年の三つの学校の工事で2億にのぼる。

「民生安定事業」としては、長沼コミュニティー・センター（農民研修センターと公民館）、町民プール、地区会館、農機具修理センター（農協に）、水路拡張工事（土地改良区に）、長沼スキー場などが建設されている（補助率5割）。

このうち、長沼コミュニティー・センターのうちの「農民研修センター」の実態はゲームセンターで、ダムの維持管理費のねん出を試みるも、会計検査の際には「長沼町公民館」の看板をかけ郷土資料を展示するなどしたため、「会計検査の目をごまかす」と新聞沙汰になり（北海道新聞 1973.6.16）、1973年9月14日の第71回参議院決算委員会でも問題にされた。

#### （5）判決直後の反応

一審判決は原告勝利であったが、高裁、最高裁では敗訴した。

一審判決直後は原告団の達成感が大きかったことは想像するに難くない。多くのアピールや声明文などが出され、憲法学関係の雑誌でも特集が組まれるなど、その成果を共有する動きは大きかった。国や自衛隊がうける影響もまた大きかった。

しかしながら、高裁・最高裁と進むにつれその動きは変わっていく。国にとっては、高裁・最高裁ともに主張が通り安堵したであろうことは言うまでもなく、その後、自衛隊は増強する途を歩んでいく。

#### **(6) その後の長沼をめぐる変化**

自衛隊の基地はその後、継続設置されてきているが、当時設置されたレーダーは2007年に取り壊され、配備されていたナイキ・ハーキュリーズは1990(平成2)年にはパトリオットにかわり、いまやどこにでも移動可能である。

長沼の農地は減反政策により縮小し、補助金等で生活をまかなっている元農家は多く、補充金への依存度は高い。これは近年のTPP問題とも関連が深く、日本の農業が安価で大量生産される米国の一次産業の生産品に金額的には太刀打ちできないであろう構造は根深い。

長沼町への基地設置にともなう各種補助金等もまた、町財政に大きな影をおとすことになる。「障害補助」として設置された富士戸一号ダムやその管理事務所・防衛施設対策事務所等の維持管理費は補助無しゆえ、その後、町財政に負担が続いている。「民生安定事業」として設置された長沼コミュニティー・センター、町民プール、地区会館、農機具修理センター、水路拡張工事、長沼スキー場などがはいずれも維持に財政上の困難がともない、長沼コミュニティーセンターの経営は現在、民間に委託されている。

#### **(7) 当事者およびその周囲の人・組織の現在**

自衛隊は増強され続けており、国の防衛政策もはや集団的自衛権の行使容認まで閣議決定されて今日に至っている。

自衛隊違憲判決はその後、長い年月を経て近年の名古屋高裁や岡山地裁の自衛隊イラク派兵差し止め訴訟における違憲判決に継承される。特に、名古屋の弁護団は、恵庭事件や長沼の一審まで自衛隊の違憲性を追求する担当となった内藤功弁護士に要請しその闘い方が伝授され、それが弁護団にとって大いに支えとなった<sup>13</sup>。弁護団の理論や活動方法の継承もまた運動の重要な一側面といえる。

一方で、自衛隊違憲判決を出した札幌地裁の裁判長であった福島重雄氏は、憲法裁判の判例として後世に残る「判例」になったにもかかわらず、その後、裁判官として冷遇され、現在は弁護士として活動している。

原告団を支える組織である北海道平和委員会やキリスト者平和の会などは、継続して一審判決の記念集会を行い、援農、平和米の販売、憲法記念日の馬追山登山、9月の長沼調査ツアー(柁旅システムの協力を得て)などを行ってきている。

裁判に関連する書籍やパンフも作られ、『長沼は告発する』・『松井愈平和運動論文集』(北海道平和委員会)などは重要な位置を占め、かつ公判の記録はいまだその意義は大きい<sup>14</sup>。憲法学者による当事者の聞き取りなどを書籍にされたものも出されてきている。

裁判後に長沼町議となった藪田亨氏の議会での活動や平和米生産・販売の引き継ぎおよび長沼調査での昼食ジギスカン開催の際の場所等の提供などは、長沼裁判闘争の今日的意義を当時の関係者はもとより若い人に引き継ぐ大切な役目を担っている。

もっとも、自衛隊が合憲とは裁判所により一度も判断されていないという、深瀬忠一の指摘は重要である。

同時に、ここまで自衛隊の組織・任務が大きくなったのは司法の責任と指摘する福島元裁判長の発言は、法曹界に重要な示唆を与える。「自衛隊がこうまでなっちゃったということは、歴史のなかにおいて、裁判所は責任を負うべきだと思います。チェックする機会は十分ありました。だけど、結局やらなかったという怠慢さは、裁判所が一番の責任を負うべきだと思います」(2003年9月長沼30周年記念集会・2013年9月長沼40周年記念集会レセプションにて)。

筆者も福島氏に独自にインタビューをさせていただいたが、判決を振り返ってそのとき氏は次のようにも述べている。「訴状自体には無かったけれどね。水害が起きるかどうか、ということよりも、結局、そんなところに軍地基地をつくられたらかなわない、という気持ちが、ある程度、法的利益になるのではないかと。訴えの利益は裁判官の職権で認定することができるから。(※中略)訴えの利益があるとすれば、そこに設置される基地などの実態は憲法に反するかどうか、の判断に入れる」(2013年2月 富山での筆者による聞き取りにて)。

日本の裁判史上はじめて平和的生存権を判決に積極的に組み込んだ元裁判長の視点は今も時代の最先端をいくと感じられた。

#### 4 試作授業プラン「今こそ長沼を知ろう」の実践

3で述べた諸事実の選定・整理作業と前後して、主に当時の原告団やそれに類する人々が中心となり呼びかけた集まりで、長沼裁判闘争の概要をプレゼンテーションする機会を得た。急な依頼で、準備期間は数日しかなかったため十分な準備が出来たとは言いがたいが、実践の際に整理した内容は、大人を対象にしているとはいえ、子ども向けに必要な素材を含んでいると考えられる。

以下に、その実践の概要・内容・結果を報告する。

##### 4-1 実践の経緯 対象・ねらいとのかかりで

本実践は、長沼訴訟の原告団およびその関連者が開催する「長沼判決40周年記念集会」(2013年9月7日 一審判決1973年9月7日から40年目)のプログラムの冒頭で、長沼裁判闘争を復習する役割を担った。

一審判決から40年の月日が流れ、当時の原告側の裁判闘争の担い手たちは前期高齢者以降の年齢の方が多い。しかし、長沼裁判に関心を持つ人々の中には、たとえば、全国で起こされた自衛隊イラク派兵差し止め訴訟には若手弁護士の姿もある。また、政府により憲法を改正しようとする動きにあらがう市民運動の担い手たちにも若者の姿がみられる。

そのような人たちにも、当時の担い手にも、事件の背景やその後の継承について整理したものを示すことはそれなりに意義があろう。そのため、急きょプログラムに入るようになった。

なお、その後の集会の構成は、長沼の裁判一審判決まで自衛隊違憲問題を特に担当された内藤功弁護士による記念講演「改憲策動と長沼のたたかいー戦争のできる態勢を持つのか、軍事力によらず平和的手段による安定を図るのかー」(記念講演)、シンポジウム「平和に生きる権利と私たちのたたかい」(パネリスト:内藤功、川口創、吉野宣和、板谷良彦)と続けられた。

参加者は230余名であった。



## 4-2 実施形態

筆者が報告者となり、パワーポイントで作成したものをプロジェクターで会場に映し出し、報告者によるナレーション（解説・設問）を入れる形で進められた。用意したシートは70枚、時間は20分だった。

## 4-3 内容

次の項目で順に構成した。ナレーションの詳細は割愛するが、各シートやナレーションで示した内容を箇条書きを含め、以下に示す。

なお、先述した本稿の「3-2 長沼ナイキ基地訴訟を理解するために必要と考える背景（諸事実）」で示した(1)～(7)のうちのいくつかを取り上げ、関連する設問を3つ用意した。「(3) 公判・判決」は、その後に続く内藤講演やシンポジウムで扱われるので要点のみ示し、「(2) 提訴に至るまでの様々な被害の発生及び対応策」にあげた町が賛成派反対派に二分されたことや聴聞会の開催、および「(4) 公判中に法廷内外で起きたこと」のうち「多くの補助金等により町財政の潤い・活性化」の部分は、時間的な問題等により割愛した。

各項目に記載されている“[ ]”は後にまとめて記載するパワーポイントシート一覧の番号を表している。

### (1) 事件前の「生活」—長沼の地理的・歴史的特徴

- ・北海道長沼町の位置 道央のやや西側に位置することを地図で示す[1-2]
- ・長沼の地形を地図で示す[3]

山「馬追山」：名前の由来から水害が多い地域だったことが推察できること、その森林は水源涵養保安林としてながく保護されてきたこと、こうして農地を水害から守る役割を果たしてきた山である。役場の農業係が「おまえらの農地をまもってくれるのだから、～」と語って山火事の後には植林を手伝わされた。[4-7]

川「旧夕張川」「千歳川」：二つの川の沿線が氾濫するパターンを提示、1887年の入植以来、戦後までに約70回もの氾濫による洪水被害があった。その後、「新夕張川」と排水機場設置により克服をはかった。[8-13]

### (2) 様々な被害の発生及び対応策—航空ミサイル基地設置のため馬追山の森林（＝水源涵養保安林）伐採計画浮上[14]

- ・馬追山は眺めがよく、軍事基地として当時のナイキやホークが配置されていた島松演習場や米軍千歳通信基地（くま基地）を守るよう扇状に配置され、今回設置されるミサイル基地はその一環となるであろうことを地図で示した。[15]
- ・この設置による森林伐採によりまたしても水害の恐れが浮上した。[16]

### (3) (4) (5) 公判・判決とそれを取り巻く法廷外の出来事（代替施設設置・森林伐採・司法権独立の侵害・憲庭裁判闘争の継承他）

- ・1969年7月7日、長沼町民による水源涵養保安林指定解除の取り消し請求（本訴）・指定解除処分執行停止申請がなされた[17-18]
- ・執行停止申請は地裁で認められるものが高裁、最高裁で認められず伐採開始[9]
- ・取り消し請求訴訟（公判）の経緯として、1969年10月3日、第一回口頭弁論が開始され、福島裁判長は「自衛隊の実態」等を国に釈明を命令した。[20]

・札幌地裁では、裁判長に対し地裁所長の平賀健太が異例な干渉をした。当時、法と良心にもとづき裁判を行うとする平賀書簡一司法権の独立問題一浮上した [21-22]

<クイズ1> ダムの写真をみて、これは何かを考える(選択肢は池・沼・湖・その他) [23-25]  
代替施設「富士戸一号ダム」が1969年8月着工された。

<クイズ2> 代替施設設置後、水害はどうなったか?[26]

新たなタイプの水害が発生(名付けて「基地水害」)し、特に1975年、1981年と大きな被害が出て、代替施設は水源涵養保安林がもつ機能の代わりにはならなかったことが判明した。  
[27-31]

<クイズ3> 長沼ナイキ基地訴訟一審公判の回数は全29回であるのに対し「全69回」という数え方をするのはどういうことか[32-33]

恵庭時間から裁判闘争の様々な方法を継承・発展してきたゆえ、原告団はしばしばこのようにカウントした。

・恵庭事件の概要 [34-37]

・恵庭事件闘争(当時)から継承した裁判闘争の数々を実践したこと 法廷での徹底的な弁論理論(24名の自衛隊幹部・憲法学や国際法学者・軍事評論家を含め)、傍聴券確保・学習会、公判記録作成、長沼での援農など [38-43]

・一審判決 [44-45]

保安林指定解除処分取り消す 自衛隊は憲法違反 基地は攻撃目標になるので 近隣住民の平和的生存権を おびやかすもの、とされた。

・一審判決当時の様子 笑みをたたえる清水与作さんの写真 他 [46]

・福島裁判長の一審判決を振り返った言葉「訴状自体には無かったけれどね…水害が起きるかどうかが、ということよりも、結局、そんなところに軍地基地をつくられたらかなわない、という、気持ちがある程度、法的利益になるのではないかと。訴えの利益は裁判官の職権で認定することができるから(\*中略)訴えの利益があるとすれば、そこに設置される基地などの実態は憲法に反するかどうか、の判断に入れる」[47]

・一審判決のその後[48-49]

控訴審札幌高裁 (1976(昭和51)年8月5日)では、高度に政治的な行為については、一見明白に違憲無効であると認められない限り、司法審査の範囲外にあるとする統治行為論により、一審判決を破棄した。

最高裁 (1982(昭和57)年9月9日)では、憲法判断せず、原告に訴えの利益がないとして 上告を棄却した。

## (6) その後の長沼をめぐる変化

・長沼分屯地は存続していることを分屯地入口の看板(写真)で示す[50]

## (7) 当事者およびその周囲の人・組織の現在—長沼一審判決の継承として

この一審判決をどう考えればよいのだろうか。[51-52]

・自衛隊の今日に至る増強に対し、福島重雄元裁判長の裁判所の責任を問う発言[53]

・深瀬忠一氏による、自衛隊合憲判断が出されていないという指摘[54]

・原告の運動の経緯や成果を表す書籍や資料の発行や記念等集会開催、馬追山登山、基地調査、長沼平和米生産他による継承[55-61]

- ・裁判闘争そのものにおける長沼一審判決や理論の発展的継承[62]

名古屋高裁判決 2008年4月17日 自衛隊イラク派遣一部任務違憲 平和的生存権の具体的権利性を認める

岡山地裁判決 2009年2月24日 平和的生存権の裁判規範性を認める

#### 4-4 当日の様子や感想から

熱心な聴衆であったので、わずか20分ではあったが、真剣なまなざしが向けられていた。

設問1のみ、その場で挙手による回答を確認した。選択肢(池・沼・湖・その他)から回答してもらったが、いずれも選択されてはいたが、「その他」が最も多かった。やはり当事者が多く出席したことによるのだろう。

当日、集会全体にわたる項目を用意したアンケート(感想)を実施し、230余名の参加者のうち31名から提出された。以下に【表1 参加者の感想】を示す。

【表1 参加者の感想】

年齢	長沼裁判との関わり	感想
80代	ニュース等でみた。所属の組合も協力的に支持していたので、良く内容も解り、輪を拡げようとしてきた。	若い人や女性の方など、多くの人たちに観てもらいたい。
70代	ニュース等でみた。労働組合運動、社会運動等。	映像で長沼の闘いがよく分かる。臨場感も。
70代	直接裁判闘争などにたずさわった	大変わかりやすい内容。さらに教材として育てて下さい
70代	平和運動等の中で知った	大変良かった。
70代	橋本左内氏の友人	大変良かった。今の危険な情勢がよく分かった。
70代	宗平協からの連絡(※読みとれず)にて案内チラシを受けました。	最初の「歩みを振り返って」の画像とご説明は大変良かったです。
70代	直接というほど積極的ではなかったが、当初より関わっていました。	途中からでしたが若い方の活動に期待します。
70代	ニュース等でみた。北大で勤めていた頃。	大変良かった。前田先生、今度私ども「***」(注1)の集会でお話伺えたらと思いました。
70代	護憲を願いながらずっと関心を持っていた	大変良かった。
70代	北大遠友学舎、クラーク講座にて山本珠樹先生のを何回か講義を受けました。	初めての方にも解りやすい内容でした。
70代	長沼・恵庭からの圧接間接の関わりです。	当時の闘いがよみがえり、改めて闘志が湧きました。
60代	ニュース等でみた	解りやすく良かった。
60代	ニュース等でみた、矢臼別平和盆おどりに	よく解りました。
60代	直接裁判闘争などにたずさわった。恵庭事件が高校生の時です。社会人になって長沼事件です。テント支援でお手伝いしました。	上映は大変良かった。前田先生ありがとうございます。

60代	直接裁判闘争などにたずさわった	「子どもの憲法教育をどうしたらよいか」すばらしい研究です。これからの子ども達に日本国憲法のすばらしさを伝えて下さい。
60代	直接裁判闘争などにたずさわった	核心の部分をよく(※読みとれず)また良い説明でした。
60代	直接裁判闘争などにたずさわった	わかりやすく若い人に受け入れられやすいと思う。
60代	内藤先生の大学の後輩で法学部1年生の時、違憲判決を聞き、衝撃を受けました。憲法を守りたい想いはずっと消えていません。	長沼の地域的な詳細問題(水害の被害)がよく解った。とても良かったです。
60代	ニュース等でみた。	とても良い内容でした。DVDで完成させて欲しい。
60代	様々な集会や学習会を通して	貴重な資料を見せていただき、大変良かったです。
60代	様々な機会に学習しました。	短く要点をまとめていました。
60代	直接裁判闘争などにたずさわった。	改めて長沼裁判、状況を振りかえることができました。
50代	教科書で勉強した。平和委員会での活動を通して。	長沼の水害史などから農民が止むに止まれぬ理由から発生した事件であったことが背景として理解できました。憲法が私たち生活環境を保全する根幹にかかわるものであることがよく分かりました。
40代	教科書で勉強した、ニュース等でみた、裁判闘争に携わった方からお話を伺って	長沼裁判にいたるエピソード、裁判後の歩みも含めての内容でとても良かったです。地に足がついていました。お疲れ様でした。
40代	教科書で勉強した。	限られた時間でよくまとめられていたと思います。訴訟での争点やプロセスについてももう少し説明が欲しい気がしました。
40代	ニュース等でみた。親から話を聞いた。家に資料があった。	“長沼”を詳しく知らなかった私にとっては分かりやすかった。
(無)	(無)	次世代に長沼を引き継ごうとする、すばらしいプレゼンテーションでした。

(注1) …回答者が所属する会の名称が記載されていたが、ここでは伏せる。

一審判決当時大学生だった60代の方からは「長沼の地域的な詳細問題(水害の被害)がよく解った。とても良かったです」、「直接裁判闘争などにたずさわった」60代の方からも、「改めて長沼裁判、状況を振りかえることができました。」との感想をいただいた。

50代の方で「教科書で勉強した」「平和委員会での活動を通して」長沼裁判を知っていたという方は、「長沼の水害史などから農民が止むに止まれぬ理由から発生した事件であったことが背景として理解できました。憲法が私たち生活環境を保全する根幹にかかわるものであることがよく分かりました。」と、長沼町民の生活と憲法とのつながりをあらためてよく理解できたことが示されている。

40代の方で「教科書で勉強した、ニュース等でみた、裁判闘争に携わった方からお話を伺って」参加したという人は、「長沼裁判にいたるエピソード、裁判後の歩みも含めての内容でとても良かったです。地に足がついていました。お疲れ様でした」とエールを送ってくださった。また、別の40代の「教科書で勉強した」という方は、「限られた時間でよくまとめられていたと思います。訴訟での争点やプロセスについてももう少し説明が欲しい気がしました。」とあつ

た。一方で、40代の「ニュース等で見た、親から話を聞いた、家に資料があった」という方からは、「“長沼”を詳しく知らなかった私にとっては分かりやすかった」との感想を得た。

本実践がなされた会の性質上、肯定的な感想が集まったことはありがたいことではあるとともに、今後のプログラム作りへのエールとして、感謝して受け止めた。

すべての参加者からアンケート回答を得たわけではないので平均年齢は不明だが、この種の集会では概ね高い傾向が経験知としてある。さらにわざわざこの集会に参加するのは、長沼ナイキ基地訴訟について既知または関心が高いこともまた、ほぼ明らかである。

そのようななかで、水害の被害とそれが憲法問題に密接に関連することについての理解は、授業プログラムの素材としてこれらが長沼を知るうえで重要な意義があることを示している1つの事例といえよう。

同時に、公判についての解説を求められているのは、後に続く講演でふれられるので割愛したことではあるにせよ、やはりその重要性を示唆している。

また、別途、終了後や次の日(2013年9月8日)の長沼平和ツアーでご一緒した参加者からも、感謝の言葉を複数いただいた。関係者からは、松井愈氏のことや長沼の農民碑、北大クラーク精神のこと、聴聞会のことなども必要ではないか、とのご指摘もいただいた。

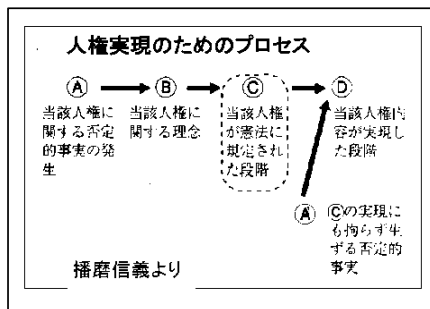
### 5 憲法を実現するためのプロセスの重要性—まとめにかえて—

長沼訴訟の原告団を支援する数団体の主要な一組織である北海道平和委員会は、「憲法を武器にいのちと暮らしを守る」というスローガンのもと活動し続けた。当時、この会の主たるけん引役であった松井愈氏は、一審判決(自衛隊は違憲、保安林指定解除処分取り消し)を受けてなお、次のように述べている。

「たしかに裁判闘争もそれなりに重要な一つの柱」だが、「裁判闘争は主戦場だとは思わない」。なぜならば「自衛隊は違憲だという判決が出て長沼のナイキ基地はなくなっていない」、基地があることにより「農民がおびやかされている、生命の危険、生活の危険それは一つも解決されていない」からだ。「憲法を武器に命と暮らしを守るということ」を「たたかひの基本」とするなら、「大事なことは、長沼のナイキ基地を撤収することだ、撤収するのは……現地の労働者と農民、町民の団結の力、そしてそれをとりまく私たちのたたかひがやっていくこと」だから、その主戦場は「平和に生きる権利をにぎりしめた長沼町民、農民、原告団のたたかひだ、これをつつみこむ全国民のたたかひこれが主戦場なんだ」<sup>15</sup>と。

この指摘は憲法教育のあり方にも示唆を与える。公判や判決は重要だがそれがすべてではない。直接・間接に関連する諸事実や個々の人間の姿・背景などをクローズアップする必要がある。それは、原告団のみならず、裁判所や原告である国の反応や行動も同様である。

そもそも、憲法の条文にあるからといって即そこに掲げられている理念が実現するわけではないことは強調してもしきれない。実現していないことに絶望するのではなく、国民市民の力で実現すべく「国民の不断の努力」が必要なのだ。播磨信義が提示した右図<sup>16</sup>でいうと、<A'→D>の段階であろう。



この段階におきた事実を、イメージ豊かに伝え考える素材が必要とされる。

それはまた、君島東彦がいう「戦後体験の継承」の重要性と重なる<sup>17</sup>。筆者が進めてきた恵庭事件の授業プログラムもまた戦後体験の継承という側面をもつ。戦後の憲法訴訟は、公判にとどまらず、その公判にかかわった人々組織の活動の諸相は「戦後体験」の一部と筆者は考える。

## 6 今後取り組む作業

現在、中学生を対象にした1時間のプレゼンテーション中心の短縮版授業プランを作成途上であり、2015年1月にある中学校の協力を得て実施を予定している。その後、3～4時間程度の構成（模擬裁判含める）版にもすすめる予定でいる。

何より、本実践は大人向け（しかも原告団の側に立つであろう大人）として作成した急ごしらえのものである。今後、必ずしも興味をもっているわけではないかもしれない中学生・高校生が、この長沼ナイキ基地訴訟が自身につながる重要な課題として捉えられるような授業プログラムの開発を進めるべく、本稿で示した事項はもとより、関連する様々な諸事実や当事者の行動や思い（のようなもの）を様々な資料から洗い出し、付け加え、憲法問題を子どもにとって真に「理解可能なもの」にしていきたい。付け加える素材には、当時の自衛隊や裁判所の動きや考えを示すもの（たとえば、自衛隊の広報紙や元裁判官の回顧録など）、地元の高校の出版物なども対象としていきたい<sup>18</sup>。

これらの作業を進めながら、恵庭事件の授業プログラムの内容・実践分析と比較検討し、両者に共通する憲法教育の教育内容構成原理を明らかにしていく予定である。

【パワーポイントシート一覧】

少し知っている人も  
たくさん知っている  
人も  
よく知らない人も

今こそ  
長沼を知ろう！

2013年9月7日(土)

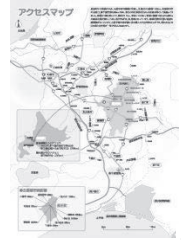


長沼一審判決  
40周年記念集会  
於)さっぽろ芸文館

前田 輪音

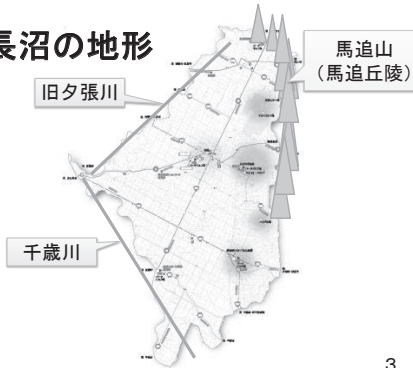
1

長沼町



2

長沼の地形



3

長沼の山



4

馬追山(馬追丘陵)  
名前の由来

「ハマナスのあるところ」(アイヌ語)

昔から  
水害の多い  
地域だった

または

水害時に馬を濁流から守るため  
山へ追いあげたから

…とも言われている

5

馬追山の木々はふもとの地域を  
水害から守るため  
重要な役目を果たしており、  
水源涵養保安林として  
保護されてきた



6

### 清水与作さん

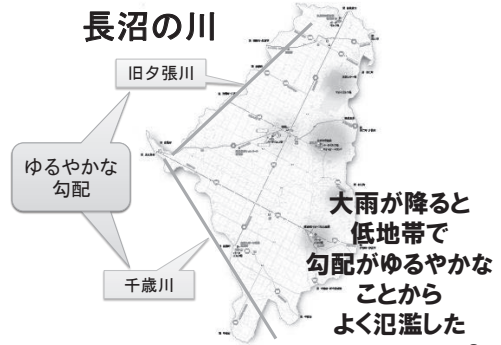
大正2年の山火事のあと、  
 役場の農業係が  
 「この山はお前らの農地を守ってくれる  
 山なんだから、大切にしなきゃならんし、  
 木を植えなければならんだ」と。  
 それで植林に引っ張りだされた。

(公判にて)



7

### 長沼の川



8

### 長沼 水害との闘い

約70回!

1887(明治20)年 長沼町入植 以来  
 旧夕張川や千歳川氾濫による洪水被害

主なもの...

1898(明治31)年9月、1911(明治44)年7月、  
 1911(明治44)年8月、1912(大正元)年6月、  
 1913(大正2)年8月、1916(大正5)年5月、  
 1917(大正6)年5月、1919(大正8)年9月、  
 1922(大正11)年、1923(大正12)年、  
 1928(昭和3)年9月、1930(昭和5)年(2回)、  
 1931(昭和6)年5~6月.....

9

### 長沼 水害との闘い

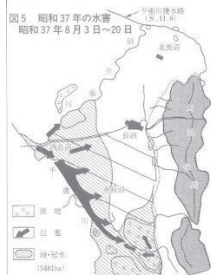
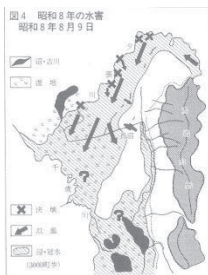


1932(昭和7)年 7~8月、9月  
 夕張川・千歳川大氾濫

写真:  
 西四線南4号付近

10

### 旧夕張川氾濫・千歳川氾濫パターン



11

### 長沼 水害との闘い 数々の陳情・予算獲得が 施設設置に!

1936(昭和11)年10月 夕張川氾濫  
 するも新夕張川の利水効果顕著  
 水害 かなり克服

その後、昭和36、37、39、40、41年と続  
 いた千歳川氾濫等も  
 1968(昭和43)年排水機場の設置  
 により 水害かなり克服

12



## 長沼 水害との闘い

旧夕張川氾濫・千歳川氾濫  
からの水害

かなり克服！！！！

...と喜んだのもつかの間...

13

1969(昭和44)年  
自衛隊航空ミサイル基地設置のため  
馬追山の森林伐採計画が...



14

### 馬追山(馬追丘陵)の位置

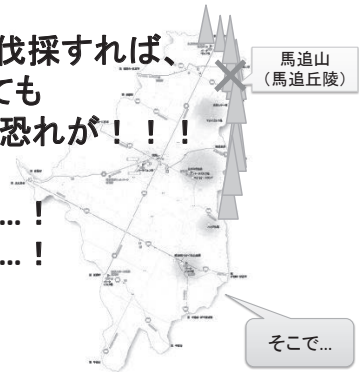
ナイキ(長沼・千歳)、ホーク(島松)ともに、  
米軍千歳基地“くま基地”を  
守るように扇状に配置



15

森林を伐採すれば、  
またしても  
水害の恐れが！！！！

農業が...!  
生活が...!



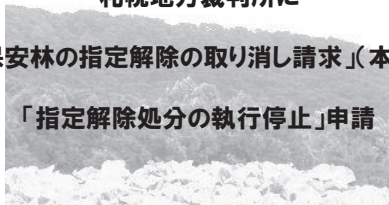
16

1969(昭和44)年7月7日

長沼町民173名(その後続々増加)  
札幌地方裁判所に

「保安林の指定解除の取り消し請求」(本訴)

「指定解除処分の執行停止」申請



17

馬追山の木々を守ろう！

農業を…、そう、

いのちと暮らしを  
守るために！

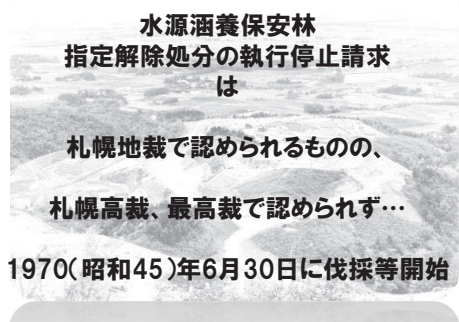


18

**水源涵養保安林  
指定解除処分の執行停止請求  
は**

**札幌地裁で認められるものの、  
札幌高裁、最高裁で認められず…**

**1970(昭和45)年6月30日に伐採等開始**



19

**保安林の指定解除の取り消し請求**

**1969(昭和44)年10月3日  
第1回口頭弁論 開始**

**福島裁判長  
「自衛隊の実態」を  
国に釈明命令**



20

**札幌地裁では、福島重雄裁判長に対し、  
地裁所長平賀健太が「異例の“干渉”」**



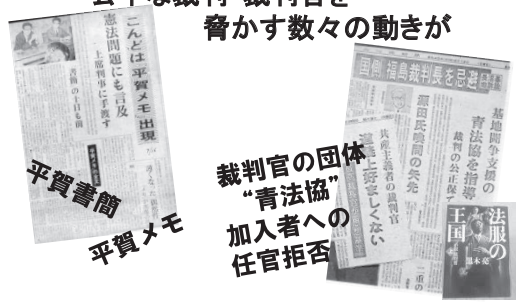
21

**当時、法と良心に基づいた  
公平な裁判・裁判官を  
脅かす数々の動きが**

**平賀書簡  
平賀メモ**

**裁判官の団体  
“青法協”  
加入者への  
任官拒否**

**基盤固め支援の  
青法協を指導  
する王國  
法眼の**



22

**クイズ1  
これは何だと思いませんか？**

とこで...



23

(1)池  
(2)沼  
(3)湖  
(4)その他



24

馬追山 水源涵養保安林の  
代替施設として建設された



富士戸一号ダム

1969(昭和44)年  
8月着工

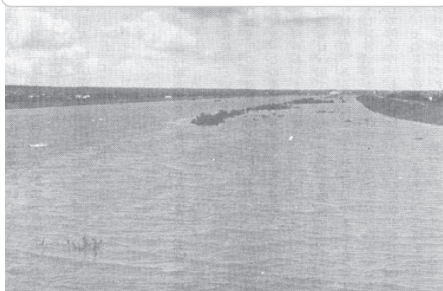
25

クイズ2

代替施設 設置後、  
水害はどうなったでしょうか？

26

1975(昭和50)年の水害



27

1981(昭和56)年 水害発生時は...

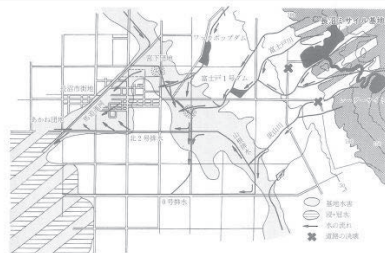
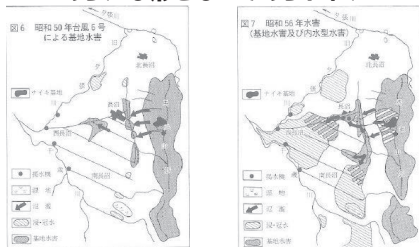


図1 長沼町を襲った昭和56年8月の基地水害

28

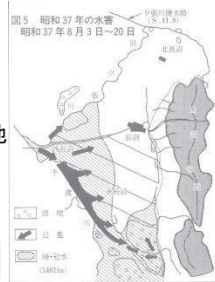
1975(昭和50)年、1981(昭和56)年  
の水害は…  
あらたな形となってあらわれた



29

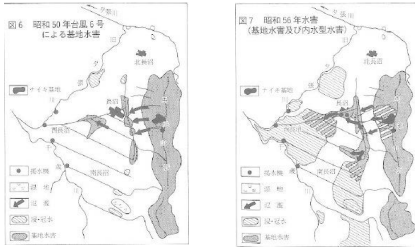
新パターン

千歳川氾濫パ  
ターン



30

**富士戸一号ダム  
馬追山の「水源涵養保安林」の  
替わりにならず...**



31

**クイズ3**

**長沼一審の公判は〈全29回〉  
でしたが、〈全69回〉という数  
え方もあります。  
どういことでしょうか？**

32

**恵庭闘争からの継承**

恵庭公判回数(41)  
+ 長沼一審公判回数(28)  
= 69



33

**恵庭事件**

**1962年起訴 1967年札幌地裁判決・確定**

自衛隊の演習による度重なる被害に対し、多数・多様な対策・抵抗し、その一対策として野崎健美さん・美晴さんが演習用通信線を切断したことが自衛隊法121条違反で起訴された。41回にのぼる公判の大半で自衛隊の合・違憲が審議された。判決では、被告人とされた野崎兄弟は無罪、一方、違憲立法審査権が行使されると予想されたが、憲法判断は回避された。

34

**恵庭の野崎牧場(当時)**



実り豊かな  
幸せな暮らし

35

「自衛隊の大砲の音」  
◇ターン突然のものすごい音一瞬息がつまるガラス戸が鳴る自衛隊の大砲の音だ。実にひどい腹が立つ、現場に行きとめてきたいがそんなひまがない。そのときまたターンときた。もう我慢できない。こんな音は体をなぐられるよりまだ苦痛だ。人間が苦痛だから家畜だつて同じだ。いったいだれがこんな音を出せと言ったのだ。今まで何回聞かされ、今後も何度聞かされることか。  
◇総監に聞くが、いごんな音を聞かせてくれと頼んだらどうか。何度うるさいと自衛隊の方へ申し入れたことか。それに対して何の誠意も見せずうやむやのまま現在もなお大砲をうち続けているのはどうか。現在のままの状態が続くのであればわれわれはあらゆる手段を持って強度に迷惑をおよぼしている騒音を排除するつもりであるが、総監はいかに考えておられるか。

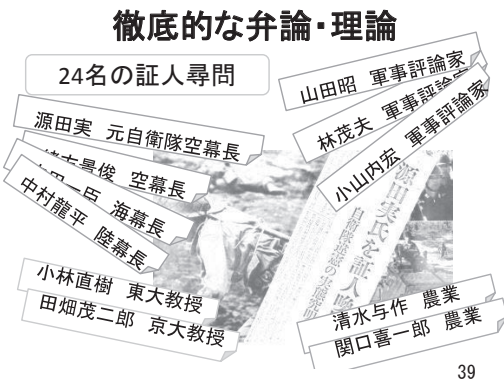
野崎美晴さんの新聞投書

36

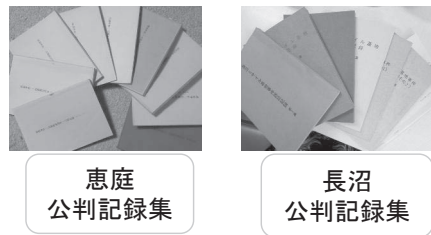


この恵庭闘争から  
長沼が引き継いだことは...

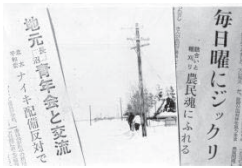
38



公判記録を残し  
検討材料に・後世に伝える



## 援農



43

そして、  
ついに...

44

## 札幌地裁一審判決 1973(昭和48)年9月7日

保安林指定解除処分取り消す

自衛隊は憲法違反

基地は攻撃目標になるので  
近隣住民の平和的生存権を  
おびやかす

長官を訴え、保安林指定の解除を  
求める事件の判決  
昭和四十八年九月七日  
札幌地方裁判所民事第一部

45

## 一審判決 当日



46

福島重雄元裁判長より

訴状自体には無かったけれどね...

水害が起きるかどうかが、ということよりも、結局、そんなところに軍地基地をつくられたらかなわない、という、気持ちがある程度、法的利益になるのではないか、と。訴えの利益は裁判官の職権で認定することができるから。

(\*中略)

訴えの利益があるとすれば、そこに設置される(自衛隊の)基地などの実態は憲法に反するかどうか、の判断に入れる。

2013年2月 富山での聞き取りにて

47

この裁判は、その後、  
どうなったのでしょうか？

48

**この裁判は、その後、  
どうなったのでしょうか？**

控訴審札幌高裁  
1976(昭和51)年8月5日

最高裁  
1982(昭和57)年9月9日

高度に政治的な行為については、一見明白に違憲無効であると認められない限り、司法審査の範囲外にあるとする統治行為論により、一審判決を破棄

憲法判断せず  
原告に訴えの利益がないとして  
上告を棄却

49



50

...長い年月が過ぎました...

51

憲法9条は？

**では、長沼一審判決を  
どう考えれば  
良いのでしょうか？**

高裁・最高裁で  
ひっくりかえされ  
ちゃったし...

平和的生存権  
は？

52

福島重雄 元裁判長より

自衛隊がこうまでなっちゃったということは、歴史のなかにおいて、裁判所は責任を負うべきだと思います。チェックする機会は十分ありました。だけど、結局やらなかったという怠慢さは、裁判所が一番の責任を負うべきだと思います。

2003年9月

長沼一審判決三十周年記念集会  
レセプションにて

53

一方、

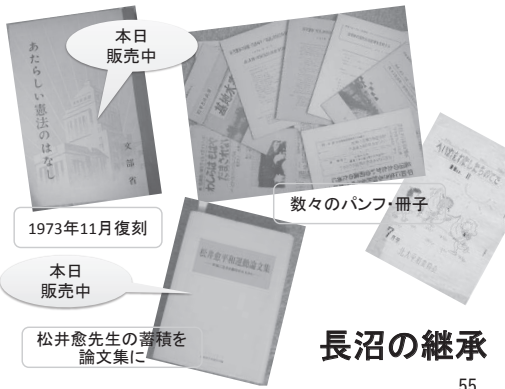
実はこの間、

自衛隊は合憲である、  
という判断は

ただの一度も、  
裁判所によって  
なされていないのです

深瀬忠一氏の指摘

54



本日販売中

1973年11月復刻

本日販売中

松井愈先生の蓄積を  
論文集に

数々のパンフ・冊子

## 長沼の継承

55



本日販売中

各記念集会

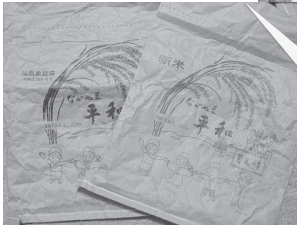
公判記録は  
貴重な財産

## 長沼の継承

56

## 長沼の継承

長沼平和米  
1970年台～



正確な開始年を  
ご存知の方、  
教えてください！

57

## 長沼の継承

手作り味噌

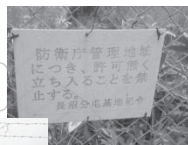
減反政策により、  
米ではなく大豆を



58

## 長沼の継承

馬追山登山で記念撮影

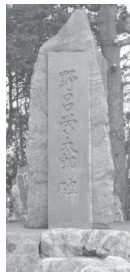


眼下に広がる  
基地・長沼の町

59

## 長沼の継承

明日の長沼  
現地視察の  
行程の一つで  
す！



野呂栄太郎碑 植樹  
(2013年5月4日)

60



## 長沼一審判決30周年記念集会 2003年9月6日(土)



長沼の継承

懇親会にて

61

## 長沼の発展的継承

各地での自衛隊イラク派兵差止訴訟  
...原告敗訴するも...

名古屋高裁判決

2008年4月17日

自衛隊イラク派遣一部任務違憲  
平和的生存権の具体的権利性を認める

岡山地裁判決

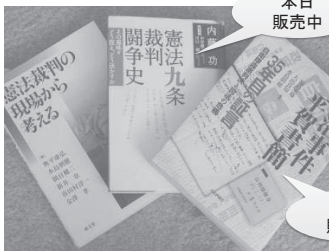
2009年2月24日

平和的生存権の裁判規範性を認める

.....

62

## 恵庭・長沼の発展的継承 書籍に...



本日  
販売中

本日  
販売中

63

作成責任: 前田 輪音

つづく

64

## お詫び と お願い

前田より

まだ、長沼ナイキ基地訴訟について、  
勉強はじめたばかりです。  
今回のスライドも、直前にお話しをいただき、  
突貫工事で(富士戸一号ダムのように)  
実はまだ穴だらけでつくりかけです。

これから、この長沼を継承・発展し、  
日本国憲法の意義を子どもたちにいかに伝えていけるか、  
引き続き取り組んでいく予定です。

アンケートにご感想をお寄せいただければ幸いです。

65

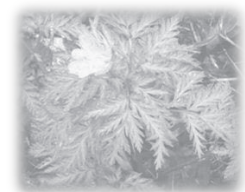
ご協力いただいた方々

前田より  
感謝

坂森浩志氏、  
藪田亨氏、  
野崎健美氏、  
福島重雄氏、  
池田理氏、  
福原正和氏、  
内山進氏、

他多数

北海道平和委員会



2013年5月 馬追丘陵に咲く福寿草

66

参考にした文献等

前田より  
感謝

- ・福原正和作 30周年記念集会スライド
- ・松井愈「長沼ナイキ基地訴訟における“訴えの利益”－基地水害は“本案前の問題”か」『松井愈平和運動論文集』（北海道平和委員会編）1997（初出1982年8月「法学セミナー」）
- ・深瀬忠一「恵庭・長沼と平和憲法の新しい世紀に向かっの展望－一人・二人・三人、弁論・理論・世論の威力」青年法律家協会北海道支部・北海道平和委員会・北海道キリスト者平和の会共同編集「恵庭事件30周年、長沼訴訟－審判決20周年 日本国憲法の原点と展望を学ぶ集い」1993年3月27日

67

参考にした文献等

前田より  
感謝

- ・長沼一審判決30周年記念集会実行委員会『長沼一審判決三十周年記念集会報告集』2003年
- ・北海道平和委員会『長沼は告発する』1976年
- ・奥平康弘、水嶋朝穂他『憲法裁判の現場から考える』成文堂2011年
- ・福島重雄・水嶋朝穂他『長沼事件 平賀書簡－35年目の証言 自衛隊違憲判決と司法の危機』
- ・内藤功、中谷雄二、川口創『憲法九条裁判闘争史－その意味をどう捉え、どう活かすか』かもがわ出版、2012
- ・『憲法9条事件資料集成1』すいれん舎2011年

他

68

今回の報告は、

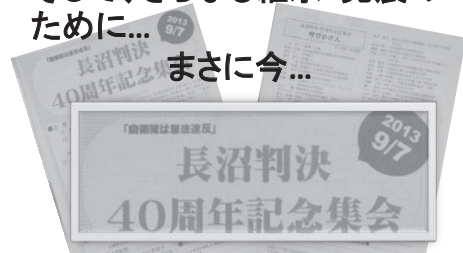
前田より

平成25年度科学研究費補助金 基盤研究(C)  
研究課題 憲法教育の構築  
－「科学」と「生活」の結節点として－  
課題番号:23531147

の補助を得ています。

69

そして、さらなる継承・発展のために...  
まさに今...



前田より  
最後

開催です!

70

## 【付記】

本研究は一部 JSPS 科研費 23531147 (2011 年度から 2013 年度) の助成を受けている。

今回の報告に際し、北海道平和委員会および北海道立図書館の所蔵資料や藪田亨長沼町議会議員ならびに元一審裁判長の福島重雄弁護士の証言等に多くの示唆を得た。記して感謝申し上げる。ただし、事実誤認の部分があるとすれば筆者の責任であることをお断りしておく。

## 【註】

<sup>1</sup> 模擬裁判のように起訴事実と法律の条文を照らし合わせて適用する(=判決を出す)こと自体への興味を引き出す(法学部などでいう「リーガルマインド」に通じるものとして)効果はあるだろう。しかし、憲法教育の主な目的はここではないと筆者は考えている。

<sup>2</sup> 引用した中村睦男・常本照樹『憲法裁判 50 年』(悠々社 1997 年)の「はしがき」には、「50 年間蓄積された憲法判例を単にその内容を解説するだけでなく、政治的・社会的・歴史的コンテクストのなかに位置づけることを基本的な視点としている」(はしがき i)とあり、他の判例の概説書よりも「事件の概要」等について、詳しく記載されている。

<sup>3</sup> 「憲法判断回避の準則」中村・常本前掲 2) pp.40-41

<sup>4</sup> 初実践は 2007 年秋に中学生を対象に、その改訂版は 2008 年秋に大学生を対象に、三訂版は 2010 年夏に大学生を対象に、最新版は高校生を対象に 2012 年 1 月にそれぞれ実践された。初版は前田輪音「憲法教育実践報告—『恵庭事件』を素材とした授業プログラムとその実践」(北海学園大学『学園論集』第 136 号、2008 年 6 月)、改訂版は前田「実践報告『恵庭事件』の授業プログラム改訂および実践—日本国憲法の平和に生きる権利をどう教えるか—」(北海道大学大学院教育学研究院教育方法学研究室発行『教授学の探究』第 29 号、2009 年 2 月)、最新版は前田「判例学習を超えた憲法教育の一提案—『恵庭事件』の授業で高校生が考えたことから」(全国民主主義教育研究会編『民主主義教育 21』第 7 号、同時代社、2013 年 4 月)で報告している。なお、改訂の際に用いた当事者からの聞き取りと改訂を前田「当事者の言葉を生かした『恵庭事件』の授業実践の改訂—四〇年後の『被告』と弁護士の聞き取りから—」(全国民主主義教育研究会編『民主主義教育 21』第 5 号、同時代社、2011 年)で報告した。

<sup>5</sup> 中村・常本前掲 2) p.42

<sup>6</sup> 中学校社会科公民的分野での教科書における判例記載は少数派でほぼすべてが資料集にうつり、高校政治経済などの教科書でも脚注で記載されるか資料集でなければみられないようになってきている。

<sup>7</sup> 「農民のいのちとくらしを破かいする、ずさんな代替施設、富士戸一号ダムがすでに水害をひきおこしている。—関口喜一郎氏の証言から」(北海道平和委員会『長沼は告発する—「平和に生きる権利」のたたかい—』所収、1976) また、長沼町史や長沼町の HP などでも確認できる。

<sup>8</sup> 清水与作「長沼農民は告発する」(1972 年 8 月)北海道平和委員会編『長沼は告発する—「平和に生きる権利」のたたかい』(1976 年 5 月 3 日)所収 同様の内容が一審の公判でも証言されている。

<sup>9</sup> 松井愈「長沼ナイキ基地訴訟における“訴えの利益”—基地水害は“本案前の問題”か」『松井愈平和運動論文集』(北海道平和委員会編)1997(初出 1982 年 8 月「法学セミナー」)

<sup>10</sup> 「長沼ナイキ基地“代替施設”のウソとゴマカシ—富士戸一号ダムと砂防ダムの科学的検討—長沼にとりくむ科学者グループ—」北海道平和委員会『長沼は告発する—「平和に生きる権利」のたたかい—』所収、1976 年)

<sup>11</sup> 正式名称は「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」

<sup>12</sup> 詳しくは、藪田亨「長沼からの告発」(北海道平和委員会『北海道からの証言・告発—自衛隊をさばく—長沼・百里—国民法廷—1978.4.29 於東京』(1978 年 7 月 9 日)所収)、「Ⅲ 基地周辺整備法と長沼—“基地が来れば町はうるおう”—という神話の実態—」(田中二郎・玉真之介・藪田亨・松井晋「長沼—最高裁判決を迎えよう—つ原点のたたかい」長沼判決 8 周年、80 年台安保・自衛隊を糾弾する全国交流会集(80.9.6~7)資料 1)所収)参照

<sup>13</sup> 内藤功、中谷雄二、川口創『憲法九条裁判闘争史—その意味をどう捉え、どう活かすか』かもがわ出版 2012 年

<sup>14</sup> 北海道平和委員会が公判記録を発行してきたが、多くの憲法学者に引用されて今日に至っている。近年、それを転載しいくつかの資料を加えた『憲法 9 条事件資料集成 1—長沼ミサイル基地事件資料』(すいれん舎 2011)があらたに発行された。

<sup>15</sup> 松井愈「長沼闘争の到達点—その「全国化」のための提言(1975・1・21・日本平和委員会中央平和学校における問題提起)」(北海道平和委員会『長沼は告発する—「平和に生きる権利」のたたかい—』所収、1976) また、

長沼闘争が農民と労働者の団結を生み出したことも指摘している。恵庭・矢臼別・長沼の野崎健美・杉野芳夫・清水与作の三者が鼎談を行った際、司会役をつとめた松井愈の発言（野崎健美・杉野芳夫・清水与作「恵庭 矢臼別 長沼をむすぶてい談（1973.9.8）」（北海道平和委員会『長沼は告発する—「平和に生きる権利」のたたかひ—』所収、1976、pp.160-161）

<sup>16</sup> 播磨信義・木下智史他著『新・どうなっている！？日本国憲法』第2版 法律文化社、2009、p.6。もともとは「憲法条文中心主義教育」の位置を示すための図であり、タイトルを筆者が変えたものである。播磨は1970年代後半から憲法学者として憲法教育の在り方について問題を提起し、1988年以来、従来の憲法教育の問題として「憲法条文中心（暗記）主義教育」であることを指摘してきた。播磨「憲法条文中心主義的教育方法への疑問」（『生活教育』474号40巻5号1988年5月号）。

<sup>17</sup> 君島氏と日本平和学会2014年春季大会（神奈川大学）の二日目ランチタイムで意見交流をした際、氏が強調していた。戦争体験のみならず、今の若い世代にとって、戦後の憲法裁判などの足跡等を継承する（させる）必要性は、筆者も賛同するところであるし、恵庭事件を素材にした授業プログラムもその一環であると考えている。

<sup>18</sup> これらについては、長沼町立図書館などですでに入手済みではあるが、資料の量が膨大ゆえ現在整理を進めながら使用を検討しているところである。